

## 福岡市資源物持ち去り防止に関する条例検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 家庭ごみから資源物を持ち去る行為を防止するための条例を検討するため、「福岡市資源物持ち去り防止に関する条例検討委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、資源物持ち去り行為を防止するための条例について検討する。

### (構成)

第3条 委員会は、別紙に掲げる職にある者をもって組織する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、会務を総理する。

2 委員長は、環境局循環型社会推進部長を充てる。

### (会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、環境局循環型社会推進部収集管理課に置く。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年9月24日から施行する。